

## 第96回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年10月16日(月) 午前9時30分から10時30分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

### 3 出席農業委員 (12人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

### 4 欠席農業委員 (2人)

- 6番 小柳 貴史
- 10番 藤元 敬介

### 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

### 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告事項1 農地所有適格法人報告書の届出について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

事務局 定刻となりましたので、只今より第 96 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

議長 おはようございます。まず、前回の総会において感情的な総会運営をしたことについて田中委員を始めとして各委員にご迷惑をかけたことをまずはお詫びを申しあげます。特に今年から新たに農業委員になられた方々については何が問題になっているのかわからない状況で総会運営をしてしまいました。説明不足を含めて重ねてお詫び申し上げます。次に私の方から一点お願いがあります。今回の総会案内文にも記載されていますけれども総会の運営を円滑に進めるために審議事案に対する質問がありましたら事前に事務局に通告をお願いします。事務局が質問内容に応じて申請者等に確認するとか要領等における制度上の定められた内容の確認をし、総会で回答することによって総会に議論をより有意義かつ効率的にできると考えています。質問を事前通告のみに限定するものではありませんけれどもご協力をいただきますようお願いいたします。ここからは総会の議題に入ります。本日の附議事項は、議案 5 件、報告事項 4 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 5 番角井委員と、7 番袴田委員によりお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄●●●●、譲渡人、周防大島町西安下庄●●●●、申請地、大字西安下庄、字田ノ浦、地番●●●●、地目畑、面積 693 m<sup>2</sup>です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 17,927 m<sup>2</sup>、取得後は 18,620 m<sup>2</sup>です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 6 ページをご覧ください。本事案については、自身が耕作する畑に隣接する申請地を譲り受け、一体的に管理したい譲り受け人の要望に対し、耕作する予定のない譲り渡し人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の

従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、自身の耕作地と併せて一体的に管理、耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の11番東谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番

詳しくは今事務局の方から報告があった通りですが、私どものほうで10月10日に推進委員の國次さんと二人で現地調査確認を行いました。事前に申請人にお話を聞き園地に立ち入る許可をいただいて現状確認をしております。一番詳しくわかりやすいのは3ページ右の方で赤い印がついているのは道なんですけど右側の方に交差する道になっていまして下の方はトラックで自由に出入りできる道です。上の方は荒れていましてバイクでしか出入りできないような現状になっています。この地域は北側の方が山手になっていて斜面になっているのですがその狭い道を入っていきましたら申請地である緑の園地です。この周りはずでに荒れ放題でカズラが木に巻き付いてどのぐらいの高さになっているのかわからないぐらいに巻き付いている状況です。行き止まりになっていますけどすでにその先はカズラで入れないような状況です。道から下が現在耕作している方々の園地で緑の下の隣接地これが譲受人の土地、その下の●●●●番地も譲受人が使用している土地です。周りはそのように荒廃地その横の●●●●さんもすでに荒廃してカズラが巻き付いて上からは入ることができなくて下から立ち入ることができるような土地柄になっています。譲渡人はお父さんが亡くなって以降こちらの畑にはほとんど出入りしていないということでそれ以降ずっと耕作放棄地になっていた状況です。それを今回譲受人に隣接地域を利用してもらえないかということで打診したところ隣が荒れているのでなんとか使ってみたいということで購入したという経緯です。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、No.2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、山口県光市●●●●、申請地、大字久賀、字西岡田、地番●●●●、地目畑、面積170㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は170㎡です。その他参考としまして令和4年10月14日住宅に付属する農地の指定をしております。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、6ページから9ページをご覧ください。本事案については、住宅に付属する農地の指定を受けた申請地について、宅地と共に売り渡したい譲渡人の要望に、住宅を建築した譲受人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を主に耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の12番沖委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番

先日村田推進委員と一緒に見に行っただけですが家のすぐ横で今は草がそんなに背丈も高くなく生えている状態で譲受人と話したらぼちぼち野菜とかを始めていこうと思うと言われていました。問題ないかと思われま。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5番

一応確認というか売買価格についてなんですけれどもこれはもう宅地と含めての価格ということよろしいですか。

事務局

はい、そうです。

5番

わかりました。

議長

他に何か質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。No.2について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町西屋代●●●●、譲渡人、静岡県金谷町●●●●、申請地、大字西屋代、字京免、地番●●●●、地目田、面積945㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在5,238㎡、取得後は6,183㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、10ページから13ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き管理、耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の10番藤元委員から、その後の補足説明などを報告する予定でしたが、欠席のため、事務局が説明内容を確認したうえで報告をいたします。

事務局

本案件につきましては、令和5年10月6日に現地確認をし、当該地はすでに譲受人によって田として利用されています。隣接する譲受人の田も耕作されており、今回の所有権の移転も問題はないと思います。と報告を受けてい

ます。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町小松開作●●●●、譲渡人、広島県廿日市市●●●●●、申請地、大字東三蒲、字赤松前、地番●●●●●、地目田、面積950㎡他1筆合計1,288㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は1,288㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、14ページから17ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し管理が難しい申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、会社の近くにある申請地を取得し、引き続き管理、栽培したい譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き管理、栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の9番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番

先日推進委員さんと一緒に現地を見てきましてもうすでに管理されている状態でこのまま特に問題はないと思われれます。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.5、申請人、譲受人、周防大島町志佐●●●●、譲渡人、山口県下松市●●●●、山口県周南市●●●●、申請地、大字志佐、字腹見石、地番●●●●、地目田、面積1,429㎡他1筆合計3,451㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は3,451㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、17ページから21ページをご覧ください。本事案については、自身の経営する店舗の傍らにある申請地を取得し、季節野菜などを栽培したい譲受人の要望に対し、遠方に居住し管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人が応じるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜などを耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の7番袴田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番

先だって10日に推進委員の中原さんと現地確認をしました。譲受人は店をやっているご主人で以前最初に店を始めるときに土地を求めるのが今の譲渡人、19ページの地図を見てもらったらわかると思うのですが緑色の店の上



側ですね、ここが譲渡人の土地で店を始めたいということで用地交渉を始めておられた所スムーズにいかなくて地図でいう下側の土地を求めてお店を始めました。先だってお父さん夫婦がこちらへ土地を求めて店の上の所、この前申請が出たと思うんですが今建築中です。その周りがぐるっとあるのを今回買い求めて自分のお店で使う野菜とかを栽培したいということです。ここは笹藪と草、木も生えていたところなんですけど伐根してきれいに整地されていずれ畑になるだろうと思います。畑で使ってもらえればいいかと思いません。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、日程2、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出についてご報告いたします。資料は21ページから22ページをご覧ください。

No.1 報告者、周防大島町日前〇〇〇〇、経営面積、畑9, 217 m<sup>2</sup>、法人形態、株式会社、事業の状況について、農畜産物の名称、果樹、イチゴ、サツマイモ、農業関連事業、ジャム加工、販売、総売り上げに対する農業関連売り上げの割合100%、構成員の状況、農業関係者2名、農業関係者以外の者0名、議決権の割合、農業関係者100%、農業関係者以外の者0%、役員の状況について、業務執行役員2名、役員の内、農業常時従事者2名、使用人2名、役員・使用人の内、60日以上農作業従事者2名です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。角井委員。

5番 農地所有適格法人の報告書なんですけど完全にテンプレートというか同じ基準で報告が受けられるようになりましたか。

事務局 〇〇〇〇さんは特にこの形式です。

5番 3法人、人によってはすごい丸め方をするとかあったんで。あのあたりの指

導はもうできている。例えばこの報告でこういう報告をしてくださいと向こうにお伝え出来るような様式もできているんですか。

事務局 ○○○○さんはこの報告を受けた際にもう大丈夫だったのでこのまま引き続きお願いしますということで。

5番 今後もし法人ができたときのことを考えるとある程度千円なら千円で丸めるなりというのはもう作っておいてあげるほうが丁寧だと思うので。もしこれでこんな感じで書いてくださいの紙が作れば作ってもらえればと思います。もう一つは22ページの次の年からの代表取締役の方は農業系は触らなくなっている読み方でいいんですかね。0でこの0が何で同じようなことを2回書かせるのかなと。

事務局 農業従事はするけど農作業従事はということで。

5番 ああそういうことですね。失礼しました。わかりました。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたらこの事項は報告事項ですので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程3、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。伊保田、内入、小泊、浮島にて3件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は22ページから32ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。

最後に諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は11月15日(水)午前9時30分から 場所は、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は11月6日(月)までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長

では、以上をもちまして第96回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年10月16日開催の第96回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和5年11月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_